

改 正 後	現 行
<p>産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省畜産局長通知。以下「農水省要領」という。）ならびに公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第 1 定義・要件</p> <p>1 畜産クラスター協議会 地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会であって、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める要件を満たすものをいう。</p> <p>2 畜産クラスター計画 畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画であって、都道府県知事（複数の都道府県に係る地域における計画にあつては、それぞれの都道府県知事）により畜産局長が別に定める基準を全て満たすものとして認定されたもの（既に認定を受けた畜産クラスター計画を改正し、当該改正に係る都道府県知事の認定を受けたものを含む）をいう。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>第 2～10 [略]</p>	<p>産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「農水省要領」という。）ならびに公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第 1 定義・要件</p> <p>1 畜産クラスター協議会 地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会であつて、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件を満たすものをいう。</p> <p>2 畜産クラスター計画 畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画であつて、都道府県知事（複数の都道府県に係る地域における計画にあつては、それぞれの都道府県知事）により生産局長が別に定める基準を全て満たすものとして認定されたもの（既に認定を受けた畜産クラスター計画を改正し、当該改正に係る都道府県知事の認定を受けたものを含む）をいう。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>第 2～10 [略]</p>

改 正 後	現 行
<p>第11 事業の評価</p> <p>1 取組主体等は農水省要領別紙7の第4の1の目標年度の翌年度の6月末日までに、要領別紙様式第8号により事業の成果状況を作成し、会長に報告するものとする。</p> <p>2 会長は、農水省要領別紙7の第8の1に基づき、農水省要領別紙7の第4の1の目標年度の翌年度の7月末日までに、農水省要領別紙7別記様式第5号により事業の成果状況を作成し、畜産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。</p> <p>第12 不正行為等に対する措置</p> <p>1 中央酪農会議は、取組主体等が本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体等に対して、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。</p> <p>この場合、中央酪農会議は、取組主体等に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、畜産局長に報告するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第13～18 [略]</p> <p>附 則（令和4年4月25日付け中酪（総務）発第84号） この要領は、畜産局長の承認のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>別表1～事業の成果状況6 [略]</p>	<p>第11 事業の評価</p> <p>1 取組主体等は農水省要領別紙7の第4の1の目標年度の翌年度の6月末日までに、要領別紙様式第8号により事業の成果状況を作成し、会長に報告するものとする。</p> <p>2 会長は、農水省要領別紙7の第8の1に基づき、農水省要領別紙7の第4の1の目標年度の翌年度の7月末日までに、農水省要領別紙7別記様式第5号により事業の成果状況を作成し、生産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。</p> <p>第12 不正行為等に対する措置</p> <p>1 中央酪農会議は、取組主体等が本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体等に対して、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。</p> <p>この場合、中央酪農会議は、取組主体等に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、生産局長に報告するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第13～18 [略]</p> <p>附 則（令和3年4月26日付け中酪（総務）発第94号） この要領は、生産局長の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>別表1～事業の成果状況6 [略]</p>